

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 千葉県市川市八幡三丁目3番1号  
 事業者名 京成電鉄株式会社  
 代表者名 取締役社長 小林 敏也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
西登戸駅	・スロープ、多機能トイレの新設（2020～2022年度）	計画取り実施。
押上駅	・ホームドアの新設（2022～2023年度）※東京都交通局との共同事業	計画通り実施。

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マニュアルの整備・更新・活用	・接遇に関するマニュアルを活用した教育訓練を行うとともに、マニュアルの適宜見直しの検討も進める。	計画取り実施。
係員の教育 (駅係員・点検作業員)	・盲導犬ユーザー等対応講習や障がい者参画研修を継続開催し、より多くの職員のスキル向上を図る。駅係員を対象にサービス介助士の資格取得講座を開催し、新入社員をはじめとした未取得者の資格取得を推進する。	計画通り実施。
設備等の点検	・移動等円滑化基準に適合した設備等において、定められた手順に則って定期的に点検を行い、誰もが利用しやすい環境づくりを推進する。	計画通り実施。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを継続的に実施するとともに、係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行う。	計画通り実施。 次年度以降も継続して実施する。

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
行先表示設備 (ディスプレイ型)の新設	・2022年度から2024年度にかけて年間2～3駅程度新設予定。	計画取り実施。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・日本盲導犬協会による協力のもと、現場社員・本社社員を対象とした「盲導犬ユーザー等対応講習」を開催する。(2017年度～)	計画取り実施。
障害者が参画する研修の実施	・障害者団体等に協力を依頼し、駅現業長を対象とした講習会等を実施する。(2019年度～)	計画通り実施。
サービス介助士資格取得の推進	・駅係員を対象に資格取得講座を開催し、新入社員をはじめとした未取得者の資格取得を推進する。	計画通り実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスター掲出	駅や車内への啓発ポスターの掲出を検討する。	計画取り実施。
車両ステッカー	車両において、優先席や車いす使用者のスペースなどにステッカー等の貼り付けを継続して行い、旅客への周知を行う。	計画通り実施。
一般利用者への声掛け	係員からの声かけを積極的に実施し、一般利用者への理解・協力を求める。	計画通り実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各所との協議を継続して行った。  
 ・社内の関係者を集めたバリアフリーに関する会議体を定期的で開催し、横断的な検討・情報共有、バリアフリー化の進捗確認を図った。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページに掲載

(4) その他





移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 千葉県市川市八幡三丁目3番1号  
事業者名 京成電鉄株式会社  
代表者名 取締役社長 小林 敏也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	